

農業、漁業、観光業を次世代へ 島に人が住み続けることが 国を守る

長崎県小値賀町長（全離島副会長）

にしむら ひさゆき
西村 久之



1957年生まれ。長崎県立北松西高校卒。76年に小値賀町役場に入職、総務課長などを経て、2019年4月小値賀町長に就任。政治信条は町民が主役の町づくり。24年より全国離島振興協議会副会長。

令和八年七月八日、「改正有人国境離島法」が可決・

成立しました。法の期限が一〇年間延長され、同一九年三月三十一日までとされたことは、国境離島に暮らす私たちにとって大きな安心であり、将来への希望につながるものです。成立に向けてご尽力いただいた関係国会議員の皆様をはじめ、国、長崎県、全国の離島関係者の方々に、心から感謝申し上げます。

【一〇年後を見据えて】

小値賀町は、五島列島北部に位置し、小値賀島を中心に複数の有人島から成る町で、主な産業は農業、漁業、観光業です。かつて町の産業別生産額では漁業が最も大き

い時期もありましたが、漁業者の高齢化や担い手不足による就業人口の減少に伴い、水揚げ高も減少しています。一方、漁業者が日々海に出て操業することは、地域経済を支えるだけでなく、わが国の領海や排他的経済水域を守る上でも重要な役割を果たしています。農地を守る農業、島の自然や歴史・文化、暮らしを生かす観光業とともに、これらの産業を次の世代へつないでいかなければなりません。

現行法の施行による航路運賃の低廉化、物資輸送費の負担軽減、雇用機会の拡充などは、町民生活と地域経済を支える大きな力となってきました。今回の改正で私が最も評価しているのは、これらの施策の根拠となる法律



島の近海で操業する漁船。地域経済を支えるだけでなく、領海や排他的経済水域を守る上でも重要な役割を果たしている。

が一〇年間延長されたことです。離島振興は、単年度の対策だけで成果が出るものではありません。人材育成、事業承継、移住・定住、住まいの確保、交通体系の維持などには、長期的な見通しの下で粘り強く取り組む必要があります。一〇年間という期間が明確に示されたことは、自治体や事業者が将来を見据えて施策を組み立てる上で極めて重要です。

また、滞在型観光の促進が法律に位置付けられたことにも注目しています。小値賀町には、美しい自然や歴史・文化、食などに加え、島の暮らしそのものという大切な地域資源があります。単に来島者数を増やすのではなく、島にゆっくり滞在し、住民と交流し、地域の営みに触れていただくことは、観光消費の拡大だけでなく、再訪や関係人口、さらには移住や地域の担い手づくりにもつながります。島の環境や暮らしとの調和を大切にしながら、小値賀町らしい滞在交流型の観光を育てていきたいと考えています。

さらに、都道府県の責務が新たに明記されたことも意義深いです。航路、医療、教育、産業振興などは、一町だけで完結できる課題ではありません。国、県、市町がそれぞれの役割を果たし、現場の声を共有しながら、地域

の実情に即した施策を継続的に実施する体制の強化を期待しています。新たに四地域・六島が特定有人国境離島地域に加わることも、全国の島々が共通の課題を持ち寄り、連携して政策を前進させる契機になるものと受け止めています。

『島に安心して暮らし続けるために』

今後は、運賃低廉化の一層の充実、燃油価格の上昇を含む移動負担への対応、生活物資の輸送支援、二次離島の交通確保、医療・教育環境の充実、デジタル基盤の整備、雇用創出や創業支援など、島で安心して暮らし続けるための支援が、より実効性あるものとなることに期待しています。法律に理念が掲げられるだけでなく、十分な予算措置と使いやすい制度設計によって、住民一人ひとりが改正の効果を実感できることが何より大切です。施行後五年を目途とする検討においても、人口や雇用といった指標だけでなく、暮らしの安心や地域社会の持続性を丁寧に検証していただきたいと思います。

島に人が住み続けることは、地域を守るだけでなく、国境と海洋権益を守ることでもあります。住民を決して置き去りにせず、どこに住んでも必要な生活サービ

スを享受でき、将来に希望を持てる国でなければなりません。小値賀町としても、今回の改正を新たな出発点とし、町民の暮らしを守り、次の世代へ持続可能な島を引き継ぐため、これからも現場の声を国や県に届け、地域一丸となつて取り組んでまいります。

—島からの声—

交流人口を増やす滞在型観光の推進

有人国境離島法に基づく支援は、小値賀町の地域社会を維持していく上で、大きな力となってきました。雇用機会拡充事業は、創業や事業承継に挑戦する人を後押しし、飲食店などの新たな事業が生まれ、雇用の場の創出や職業の選択肢の拡大につながりました。人口減少が続く中でも、島に新しい風が吹いていることを実感しています。

また、滞在型観光では、インバウンド向けの観光情報発信や、野崎島でのグリーンスローモビリティ導入に向けた実証に取り組んできました。観光は、観光客を増やすことだけが目的ではなく、島の仕事や暮らしを支える手段の一つだと考えています。人口減少や担い手不足が進む小値賀にとって、島で仕事を生み出し、島外との交流を広げていくためにも、まさに必要な制度です。

今回の改正法成立を心強く受け止め、取り組みをさらに一歩進め、住民、事業者、来訪者がともに小値賀の新たな可能性をつくる「共創」により、島を未来につなげていきたいと考えています。

(特定非営利活動法人おちかアイランドツーリズム協会事務局長
木寺 智美)